

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県は、温暖な気候と首都圏に位置する恵まれた立地条件、さらに農林漁業者の高い技術と意欲に支えられ、農業産出額 3,852 億円（令和2年）、県内漁港水揚金額 476 億円（令和元年）を誇る全国屈指の農林水産県です。

本県の農林水産業は、令和元年の台風・大雨や令和2年から3年にかけての高病原性鳥インフルエンザの連続発生により甚大な被害を受け、関係者が一体となって経営の再建に取り組んでいるところです。

近年、農林水産業を取り巻く状況は大きく変化しています。農林漁業者の減少や高齢化に歯止めがかからない一方で、スマート技術などの先端技術の導入が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響もあり、県民のライフスタイルの変化は加速しており、多様化する消費者ニーズへの対応が求められています。

さらに、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の実現のため、生産性の向上と合わせて環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進を図る必要があります。

これらの状況を踏まえ、農林漁業者の所得向上と農山漁村の活性化に向け、本県農林水産業の現状と課題を的確に捉え、課題解決とさらなる発展につながる取組を行うため、新たな農林水産業振興計画を策定します。

2 計画の性格

本計画は、県政運営の基本計画である「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」を上位計画とします。

本計画では、「力強く、未来につなぐ 千葉の農林水産業」を目標に掲げ、本県農林水産業における 10 年後の目指す姿を示すとともに、その実現に向けた具体的な取組を定めます。

3 計画期間

この計画は、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とします。